

○御殿場市一時預かり等事業実施要綱

平成22年12月9日

告示第308号

改正 平成24年7月4日告示第160号

平成26年1月28日告示第17号

平成27年3月31日告示第105号

平成27年12月28日告示第329号

平成28年3月29日告示第93号

御殿場市一時保育事業実施要綱(平成20年御殿場市告示第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は就労形態の多様化に伴う断続的な保育事業である特定保育事業(以下これらを「一時預かり等事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(一部改正〔平成24年告示160号〕)

(事業内容)

第2条 一時預かり等事業は、次のとおりとする。

- (1) 一時預かり事業 法第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない児童の保護者が、傷病等により一時的に家庭での保育が困難となる場合若しくは保護者の育児疲れによる心理的又は身体的負担を軽減する必要があると認められた場合に、児童を一時的に預かる事業
- (2) 特定保育事業 保護者の勤務形態に応じて、児童の保護者のいずれもが一定程度の日時(1月当たり概ね64時間以上)において、家庭における保育ができず、かつ、同居の親族その他の者も家庭における保育ができないと認められる場合に、当該児童を保育する事業

(一部改正〔平成27年告示105号〕)

(実施保育所等)

第3条 一時預かり等事業を実施する保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)は、御殿場市立保育所条例(平成27年御殿場市条例第2号)第2条及び御殿場市立認定こども園条例(平成27年御殿場市条例第3号)第2条に規定する保育所等とする。

(一部改正〔平成26年告示17号・27年105号〕)

(対象児童及び実施定数)

第4条 一時預かり等事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、本市に住

所を有する就学前の児童とし、対象児童の定数は保育所等の通常保育業務に支障がない範囲内で保育できる人数とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する対象児童は、一時預かり等事業の対象とならない。

- (1) 伝染性疾患を有し、他の入所児童に伝染するおそれがある児童
- (2) 入院を要する程度の負傷をし、又は疾病にかかっている児童
- (3) 認定こども園の短時間保育児
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉事務局長が対象児童として適当でないと認めた児童

(一部改正〔平成26年告示17号〕)

(実施日及び実施時間)

第5条 一時預かり等事業の実施日は、御殿場市立保育所条例施行規則（平成27年御殿場市規則第2号）第4条に規定する休所日及び御殿場市立認定こども園条例施行規則（平成27年御殿場市規則第3号）第5条に規定する休園日以外の日とし、実施時間は、原則として午前8時30分から午後5時までの範囲とする。

(一部改正〔平成27年告示105号〕)

(利用日数)

第6条 一時預かり等事業を利用できる日数は、1月につき15日以内とする。

(利用の申請)

第7条 一時預かり等事業を利用しようとする保護者（以下「申請者」という。）は、御殿場市一時預かり等事業申請書（様式第1号）を、希望する日の2日前までに福祉事務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、福祉事務局長が極めて緊急性が高く、直ちに一時預かり等事業を要すると認めたときは、口頭による申請を行うことができる。この場合において、申請者は、申請した日の後2日以内に前項に規定する手続を行わなければならない。

(利用の承認)

第8条 **福祉事務局長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに一時預かり等事業の利用の可否を決定し、申請者に御殿場市一時預かり等事業可否決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。**

(利用の取下げ)

第9条 前条の規定により一時預かり等事業の利用を可とする通知を受けた者が、一時預かり等事業を必要としなくなったときは、速やかに御殿場市一時預かり等事業利用取下

届（様式第3号）を福祉事務所長に届出なければならない。

（費用負担等）

第10条 一時預かり等事業を利用した児童の保護者（以下「利用者」という。）は、一時預かり等事業に要する費用の一部（以下「費用負担額」という。）として、次に定める額を負担しなければならない。

(1) 3歳未満の児童 1日又は1回につき1,600円

(2) 3歳以上の児童 1日又は1回につき900円

2 利用者は、福祉事務所長が指定する日までに費用負担額を納入しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯及び御殿場市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用等に関する条例施行規則（平成27年御殿場市規則第13号）別表第3の備考第2項に該当する世帯は、費用負担額を無料とする。

4 児童の年齢は、一時預かり等事業を利用した日の属する年度の初日の前日現在の満年齢とする。

（一部改正〔平成24年告示160号・26年17号・27年105号・28年93号〕）

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日告示第160号抄）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年1月28日告示第17号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第105号）

この告示は、御殿場市立保育所条例の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第329号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の様式により提出されている文書は、改正後の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日告示第 93 号）
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

御殿場市一時預かり等事業申請書

年 月 日

御殿場市福祉事務所長 様
(施設名)

住所 御殿場市
申請者 氏名
(保護者) 電話(自宅)
電話(緊急連絡先)

御殿場市一時預かり等事業を利用したいので、次のとおり申請します。

(フリガナ) 児童氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	性別	健康状態					
1		年 月 日		男・女						
2		年 月 日		男・女						
3		年 月 日		男・女						
申請の理由										
利用希望日【 月】 (希望の日に○印) ※日曜日・休日を除く	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30 31
保護者の健康保険証 (児童の扶養者)	種類(いずれかに○印)		国民健康保険・社会保険等							
	記号番号【 】									
世帯の状態 (該当する場合に☑)	<input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による被保護世帯 <input type="checkbox"/> 市区町村民税非課税世帯で母子家庭又は在宅障害者がいる世帯									
※「世帯の状態」に☑を付した場合は、以下に記入してください。										
保護者氏名	個人番号		同居の祖父母		個人番号					
父			祖父							
母			祖母							

※施設記載欄

受付日	年 月 日
承諾	可・否

利用料(例月集計額)		※実績額集計	
児童氏名	単価	日数	合計額
1			
2			
3			
計(月分)			

様式第2号(第8条関係)

御殿場市一時預かり等事業可否決定通知書

年 月 日

様

御殿場市福祉事務所長
(施設名)

年 月 日付で申請のありました御殿場市一時預かり等事業の利用につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名		年 月 日生(歳児)																														
可否の内容	利用可能日 【 月】 (該当の日に○印)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	費用負担額	<input type="checkbox"/> 3歳未満児：1,600円/日 <input type="checkbox"/> 3歳以上児：900円/日 <input type="checkbox"/> 費用負担なし ※利用当日に利用施設へお支払いください。																														
	備考	決定後、記載事項に変更があった時や、一時預かり等事業の利用が必要でなくなった時は、必ず利用施設に届け出てください。																														
	利用の不可について 【 月】	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	理由	<input type="checkbox"/> 定員に余裕がないため <input type="checkbox"/> 園行事による職員不足のため <input type="checkbox"/> その他()																														
	備考																															

様式第3号(第9条関係)

御殿場市一時預かり等事業利用取下届

年 月 日

御殿場市福祉事務所長 様
(施設名)

住所 御殿場市 _____
届出者 氏名 _____
(保護者) 電話(自宅) _____
電話(緊急連絡先) _____

御殿場市一時預かり等事業の利用について、次の理由により取り下げます。

児童氏名	(年 月 日生)										
取下日(取下 の日に○印) 【 月】	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
取下の 理由	<input type="checkbox"/> 家庭での保育が可能になったため										
	<input type="checkbox"/> その他()										

様式第 1 号（第 7 条関係）

（一部改正〔平成 26 年告示 17 号・27 年 3 2 9 号・28 年 9 3 号〕）

様式第 2 号（第 8 条関係）

（一部改正〔平成 26 年告示 17 号〕）

様式第 3 号（第 9 条関係）

（一部改正〔平成 26 年告示 17 号〕）